指定管理者総括評価シート

1　施設の概要

施設名称	盛岡市立西青山老人憩いの家	所在地	盛岡市西青山三丁目6番30号
施設の設置目的・概要	老人に対して教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するとともに、地域福祉の増進を図るため設置した施設である。		
建物・設備の概要	木造平屋建　敷地面積（934.17㎡）、延床面積（312.00㎡） 事務室兼談話室、会議室、教養娯楽室、集会場	設置年月日	平成3年4月1日

2　指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人盛岡市社会福祉事業団	所管課名	長寿社会課
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで		
指定管理業務の内容	(1)　老人の生活・健康相談等に関すること。 (2)　センターの使用承認等に関すること。 (3)　センターの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4)　教養文化に関する講座の実施業務 (5)　その他市長が定める業務	指定管理料（千円）	R1　5,928 千円 R2　6,018 千円 R3　6,006 千円 R4　6,038 千円 R5　6,038 千円
制度導入によって目指す施設の姿	高齢者福祉の増進，地域と連携した施設運営を図る。		

3　評価結果

総合評価	C	令和3年度	令和2年度	令和元年度	
		A	A	C	

施設所管部の評	管理運営方法の検討		
	指定期間中の導入効果及び課題	新型コロナウイルスの影響で利用者数は数値目標に届かない状況が続いている。また、令和元年度に数値目標「苦情・要望の件数」が3件という結果だったことから年度評価が「C」となっており、総合評価も「C」となっているものの、直近2年間は数値目標「苦情・要望の件数」は0件であり、利用者評価等に関する数値目標について、概ね達成できており、利用者サービスの向上が図られた。	
	今後の管理運営方法	■　指定管理者制度　　□　直営	
		理由	・利用者サービスの向上が図られている。 ・直営による場合，市が直接雇用する職員の柔軟な勤務シフトが組みにくく，効率的な人員の配置が難しいという課題が生じる。 　よって，上記の現状及び直営としたときに生じる課題を検討した結果，今後も引き続き指定管理者制度を継続することが適当と判断する。

評価	指定管理者制度を継続する場合	
	選定方法	□ 延長　■ 公募　□ 非公募（理由：
	所在地に対する団体の条件	■ 市内　□ 制約を設けない（理由：　　）
	管理形態	■ 単館管理　□ 一体管理（施設名及び理由：
	今後の改善点	
	・ホームページの充実や周知活動の徹底により，新規利用者の拡大を図る。	
制度担当部の意見		

※評価基準

総合評価	
S	【年度評価】の全てがAA以上かつ、Sが1つ以上である。※1単位内に複数施設がある場合は，1施設ごとにSが1つ以上である。
AA	【年度評価】の全てがA以上である。
A	【年度評価】のA以上が半数以上含まれている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評
B	【年度評価】のBが半数を超えている。※ただし，Cが一つ以上ある場合はC評価
C	【年度評価】にCが含まれている。